



公 示

公示第1号

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年
9月20日付け公示第42号）について、別添のとおり一部改正する。
なお、この公示は、平成30年7月1日から施行する。

平成30年4月6日

北陸信越運輸局長 江 角 直 樹



一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p>公示第42号</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等については、「軽井沢スキーマス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け公示第55号）に従って行うこととする。</p> <p>平成25年9月20日</p> <p>北陸信越運輸局長 和 迹 健 二</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則（平成30年4月6日付け公示第1号で一部改正）</u> <u>1 この公示は、平成30年7月1日から施行する。</u> <u>2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。</u></p>	<p>公示第42号</p> <p>一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等については、「軽井沢スキーマス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け公示第55号）に従って行うこととする。</p> <p>平成25年9月20日</p> <p>北陸信越運輸局長 和 迹 健 二</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

○一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新		旧	
適用条項	違反行為	適用条項	違反行為
運送法第27条第3項 運輸規則第3条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項 苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	運送法第27条第3項 運輸規則第3条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項 苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び業務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号、以下「業務時間等告示」という。))に従った勤務時間及び業務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 業務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注2)	運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び業務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号、以下「業務時間等告示」という。))に従った勤務時間及び業務時間の設定違反 ①設定不適切 ②未設定 2 業務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下 ②各事項の未遵守計6件以上15件以下 ③各事項の未遵守計16件以上(注1)
運輸規則第21条第5項	(注1) 4週間を平均し1週間当たりの拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数とし て計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算 する。 ① 各事項の未遵守計1件 ② 各事項の未遵守計2件以上 (注2) 通達本文4.(1)②ハに該当するものを除く。	運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用乗務 (注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内(注)に法定の健康診断を受診していない状態で乗務させることをいう。
運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし ②全て記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし ②全て記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし
運輸規則第25条第1項、 第4項	乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③全て記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	運輸規則第25条第1項、 第4項	乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に対して) ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③全て記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし
運輸規則第26条第1項	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	運輸規則第26条第1項	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ①記録なし5件以下 ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし

新		旧	
適用条項	違反事項	基準日車等	再違反
運輸規則第38条第1項	<p>運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反</p> <p>1 記録</p> <p>① 一部記録なし又は記録の一部保存なし</p> <p>② 全て記録なし又は記録の全部保存なし</p> <p>2 記載事項等の不備</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p> <p>(削除)</p>	<p>10日車</p> <p>80日車</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>	<p>警告</p> <p>40日車</p> <p>警告</p> <p>60日車</p>
運輸規則第45条 (車両法第49条)	<p>点検整備関係義務違反</p> <p>点検整備記録簿等の記載義務違反等</p> <p>1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に1枚の記録簿)</p> <p>①未記載3枚以下</p> <p>②未記載4枚</p> <p>2 記載不適切</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p> <p>4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1につき1枚の記録簿)</p> <p>①保存なし3枚以下</p> <p>②保存なし4枚</p>	<p>3日車×違反車両数</p> <p>6日車×違反車両数</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>	<p>警告</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>6日車×違反車両数</p> <p>10日車</p> <p>30日車</p>
運送法第29条	<p>自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反</p> <p>1 未届出</p> <p>2 虚偽届出</p>	<p>20日車</p> <p>120日車</p>	<p>10日車</p> <p>40日車</p>
運送法第30条第2項	<p>事業の健全な発達を阻害する競争</p> <p>1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用</p> <p>2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が</p> <p>①未加入者1名</p> <p>②未加入者2名</p> <p>③未加入者3名以上</p>	<p>10日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車</p>	<p>警告</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p>
運送法第86条第1項	<p>許可等の条件又は期限違反</p> <p>1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が</p> <p>①未加入者1名</p> <p>②未加入者2名</p> <p>③未加入者3名以上</p>	<p>10日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車</p>	<p>警告</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p>
運送法第94条第1項	<p>報告義務違反</p> <p>1 未報告</p> <p>2 虚偽の報告</p>	<p>10日車</p> <p>120日車</p>	<p>警告</p> <p>60日車</p>
運輸規則第38条第1項	<p>運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反</p> <p>1 記録</p> <p>① 一部記録なし</p> <p>② 全て記録なし</p> <p>2 記載事項等の不備</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p> <p>4 記録の保存義務違反</p>	<p>10日車</p> <p>80日車</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>	<p>警告</p> <p>10日車</p> <p>警告</p> <p>30日車</p> <p>警告</p> <p>10日車</p>
運輸規則第45条 (車両法第49条)	<p>点検整備関係義務違反</p> <p>点検整備記録簿等の記載義務違反等</p> <p>1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に1枚の記録簿)</p> <p>①未記載3枚以下</p> <p>②未記載4枚</p> <p>2 記載不適切</p> <p>3 記録の改ざん・不実記載</p> <p>4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1につき1枚の記録簿)</p> <p>①保存なし3枚以下</p> <p>②保存なし4枚</p>	<p>3日車×違反車両数</p> <p>6日車×違反車両数</p> <p>10日車</p> <p>120日車</p>	<p>警告</p> <p>3日車×違反車両数</p> <p>6日車×違反車両数</p> <p>10日車</p> <p>30日車</p>
運送法第29条	<p>自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反</p> <p>1 未届出</p> <p>2 虚偽届出</p>	<p>20日車</p> <p>120日車</p>	<p>10日車</p> <p>40日車</p>
運送法第30条第2項	<p>事業の健全な発達を阻害する競争</p> <p>1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用</p> <p>2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が</p> <p>①未加入者1名</p> <p>②未加入者2名</p> <p>③未加入者3名以上</p>	<p>10日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車</p>	<p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p>
運送法第86条第1項	<p>許可等の条件又は期限違反</p> <p>1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が</p> <p>①未加入者1名</p> <p>②未加入者2名</p> <p>③未加入者3名以上</p>	<p>10日車</p> <p>40日車</p> <p>80日車</p>	<p>10日車</p> <p>20日車</p> <p>40日車</p>
運送法第94条第1項	<p>報告義務違反</p> <p>1 未報告</p> <p>2 虚偽の報告</p>	<p>10日車</p> <p>120日車</p>	<p>警告</p> <p>40日車</p>